

# 第24回期 第34回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年4月14日(金) 午後1時45分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員11人)

会 長 10番 江田 久男

会長職務代理者 9番 八旗 正紀

委 員 1番 小針 充則

同 3番 鈴木 政吉

同 4番 関根 辰三

同 5番 佐川 健二

同 7番 薄井 良男

同 8番 鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪) 石塚 隆晴

同 (里白石・福貴作) 小宅 善一

同 (里白石・福貴作) 我妻 秀雄

同 (簗輪・袖山) 小針 弘之

同 (大草) 佐川 光一

同 (東大畑・畑田) 白川 清一

同 (小貫・太田輪) 近藤 近

同 (山白石) 生田目重好

同 (〃) 鈴木 輝雄

同 (染) 岡部 多重

同 (中根松) 市川 喜一

4 欠席委員(委員2名)

委 員 2番 酒井 秀忠

同 6番 小室 勝弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第66号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する  
意見決定について

1件

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第68号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画  
変更の意見決定について

1件

議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の計画に対する決定について	2件
議案第70号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について	1件

- 6 農業委員会事務局職員  
 事務局長 坂本 克幸  
 主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第22回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>例年になく天候の良さが桜の開花を早め、桜も散ってしまいました。天候もよく農作業も進み、あちこちの一部の田んぼが鏡田のようになり、農作業が忙しさを増してきました。苗も順調に生育しているようで、5月の連休前から田植えが始まる見込みのようです。コロナ渦も終息に至っていませんが、感染症の5類ということでインフルエンザと同じということです。まだ、油断は禁物です。委員活動していく中でマスクの着用はすべきと思います。活動中において十分気を付けて頂きたいと思います。</p> <p>本日の提出される議案は6件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさつといたします。</p> <p>本日の出席委員は10名中8名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第34回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、9番、八旗正紀委員、1番、小針充則委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事日程第3、議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>

会 長	議案第65号①について、浅川・滝輪地区推進委員の石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区担当の推進委員、石塚です。</p> <p>議案第65号、農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****、****さん、譲受人、*****、****さん、以下記載のとおりです。8日、午前8時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。</p> <p>申請の理由は、****さんが高齢のため農地の管理が難しくなったので、長年耕作している****さんに土地を売りたいということです。また、****さんは町の認定農業者で専業農家でもあります。</p> <p>農地法第3条第5項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>それでは、補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。****さんについては、平成30年4月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。水稻を主としており、今回売買する農地についても、水稻として利用するとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第65号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第65号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第65号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第65号、農地法第3条②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第65号、②について小貫、太田輪地区推進委員近藤近委員の調査報告及

近藤委員	<p>び意見を求めます。</p> <p>小貫、太田輪地区推進委員の近藤です。</p> <p>議案第65号、農地法第3条②について調査結果報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****、****さん、譲受人、****、***さん4月9日午前10時より、地区副担当の薄井委員とともに譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>***さんと**さんは、親戚関係であります。申請の理由は**さんが管理が難しくなったため**さんに土地を譲渡し耕作してもらいたいということです。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、事務局より説明いたします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、**さんは本件農地を相続しましたが、***に住んでおり耕作が困難なため、**さんへの贈与ということで申請がありました。***さんについては、従事日数及び保有する農機具類について問題ありません。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第65号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第65号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第66号、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>続いて事務局より議案第66号①の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>本案件は、令和2年9月2日に許可を受けた事業計画を変更する内容となります。申請者である****さんは、農業用倉庫を建築する計画を立て、転用許可を受けたとのことですが、後継者である**さんの長男が農業経営を縮小したい意向であり、既存の農業用倉庫を整理したところ、新たに農業用倉庫を必要としなくなったとのこと。</p>

	<p>今回、申請に至った理由ですが、自宅敷地には長男夫婦の車2台分の駐車場しか確保できず、孫夫婦2台と軽トラック及び来客用2台分の駐車場を設けたいと季節によっては農作業車の駐車場も必要とするため、これらの駐車場として利用したいとのことで、事業計画の変更という形で申請されました。</p> <p>転用に必要な視力、信用については、**さん自身で整地し費用はかからないため問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、申請地は申請者の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地ありません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、駐車場として適当な面積であり問題ありません。</p> <p>汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第66号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第66号①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第66号、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請①については決定いたします。</p> <p>次に、議案第67号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>議案第67号①について、山白石地区推進委員、鈴木輝雄委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
鈴木委員	<p>はい。山白石地区担当推進委員の鈴木輝雄です。</p> <p>議案第67号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を致します。</p> <p>譲渡人、*** ****さん、***、****さん以下記載のとおりです。</p> <p>4月9日、8時半より地区副担当の生田目重好委員と鈴木一志委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>****さんと****さんは親戚関係にあり、申請理由は、****さんが</p>

	<p>牛舎を建築したいということで、****さんの土地を贈与したいとの事です。</p> <p>調査事項にあります、一般基準の申請の実現性に関する項目及び、周辺の営農条件に関する項目その他の項目に該当する項目はなく。今回の提案については何ら問題がないものと思われまますので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、事務局より説明いたします</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、****さん、譲受人、****さんになります。譲受人は***に居住し、肉用繁殖牛を中心にして農業に従事するものです。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。</p> <p>第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請者は作業効率上自宅に近いことや必要な面積確保ができるのが申請地のみであるということから選定されており、適当であると思われまます。</p> <p>次に一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用目的は、牛舎、堆肥置場、駐車場であり適当であると思われまます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり融資予定証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しませせん。</p> <p>許可を受けて後は、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないこととなっておりますが、耕起は5年11月末までとされており該当しませせん。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合及び法令により義務付けられている行政庁殿協議が済んでいない場合は許可しないこととなっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しませせん。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないこととなっておりますが、申請地のみの計画のため該当しませせん。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないこととなっておりますが、牛舎、堆肥置場、駐車場として適当な面積であり該当しませせん。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、牛舎、堆肥置場、駐車場建設が目的となっておりますので該当しませせん。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないこととなっておりますが、堆肥置場には一時的に置き、既存畜舎の堆肥保管場所へ搬出するため汚水の発生はなく、雨水は自然浸透する計画となっております。以上です</p>

会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第67号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第67号①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第67号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第68号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>議案第68号①について、小貫・太田輪地区推進委員、近藤近委員の調査報告および意見を求めます。</p>
近藤委員	<p>小貫・太田輪地区担当の推進委員近藤近です。</p> <p>議案第68号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項①について調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人、****の****さんは、農業倉庫、農業資材置き場を建設したいということで農地転用申請するために農用区域から除外したいということです。</p> <p>調査事項であります農振除外の5要件のいずれも満たしているものと思われ、除外は問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の事業は顛末案件であり、申請人は****さんになります。****さんの長男が平成29年4月に、本申請地に隣接する土地に住宅を建築した際、建築材料置場や建築関係作業者の駐車場として利用し、住宅敷地と同じ高さまで盛土をし、整地したそうです。当時は、住宅敷地を山林からの分筆だったため、本申請地もその一部であると認識してしまい、農地法に抵触する認識がなかったとのこと。今回、申請地を農業用機械・農業用資材置場として利用するにあたり、現況が農地法に抵触していることを知ったため、顛末書を作成して申請されるに至り、今後は法令を遵守していく旨の誓約書も提出されています。</p>

	<p>農用地区域から除外する際には、除外の5要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については農業機械・農業用資材置場として利用することであり、代替性についても他の場所を検討した結果、選定されておりやむを得ないと思われま。</p> <p>二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等への対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへ支障については、本申請地は周辺農用との連坦性が少なく問題はないものと思われま。</p> <p>五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込みについては、1種農地であります。集落接続事業に該当するため問題ありません。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第68号①について、質疑ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第68号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第68号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更①は異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、同じく議案第68号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の議案に移りますが、その前に議案第68号の②、③はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第68号②、③は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第68号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>補足説明いたします。</p>



	<p>本申請地は、*****の無線基地局として利用することによって、皆さんに配布している資料のとおり、すでに事業が完了しているものになります。</p> <p>基本的には農地を農地以外のものにする場合は、農地転用許可がなければ事業を実施することは出来ませんが、今回の事業については、先ほど議案書で読み上げた通り、転用許可不要の事業となります。</p> <p>許可不要の理由につきましては、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1項第16号、また、福島県担い手課が出しております、農地法事務処理の手引きにおいて、認定電気通信事業者等が電話回線施設や無線基地局を建設する場合においては、転用許可を要しないこととしています。</p> <p>今回の農用地区域からの除外については、事業実施前から県と協議しており、事業が完了したことで、確実に無線基地局として利用することとなるため、使用する面積のみを申請するものです。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第68号②、③について、質疑ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第68号②、③について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第68号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更②、③は異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第69号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>次に、説明いたします。</p> <p>被設定人の*****さんは町の認定農業者であり、人・農地プランでも**地区の担い手として名前があげられております。今回利用権を設定しようとする田んぼは、これまでも同当事者間で基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> </ol>

	<p>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。 のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われ ます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して東大畑・畑田地区推進委員、白川清一委員の意見を求め ます。</p>
白川委員	<p>はい。東大畑・畑田地区推進委員の白川清一です。 議案第69号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項について調査してまい りましたが、何ら問題ないものと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願 いします。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第69号①について、質疑ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第69号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛 成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第69号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。 次に、同じく議案第69号、農業経営基盤強化促進法第18条②について上程い たします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b> 次に、説明いたします。 設定人、被設定人は親子関係にあります。 今回の利用権設定に至った経緯ですが、農業者年金を受給するために、息子であ る被定人に農地法第3条において使用貸借権を結び、農地を経営移譲した経緯が あり、今回は基盤法により使用貸借権の再設定をする形となります。 今回、再設定を行う理由ですが、使用貸借権の契約締結をしてから20年以上経 ち契約期間が過ぎたため、一度農地を農業者年金受給者である設定人に返却し、 再度、被設定人に利用権の設定をすることで特定対象処分農地から外れる形とな ります。特定対象処分農地から外れると、農地転用等があった場合でも農業者年 金支給停止になることがありません。 以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満た していると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>

会 長	この集積計画に対して大草地区推進委員、佐川光一委員の意見を求めます。
佐川委員	はい。大草地区推進委員の佐川光一です。 只今、事務局から説明がありましたとおりです。今回の集積計画は問題ないの と考えますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。 以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第69号②について、質疑ございませんか。  《異議なしの声》
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第69号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、決定することに賛 成の農業委員は挙手をお願いします。  《挙手全員》
会 長	全員賛成ですので、議案第68号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画②については決定いたします。 次に、議案第70号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いた します。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>詳細説明いたします。</p> <p>今回の案件は、農業経営改善計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求め られているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議 することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたこと により議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業 経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>認定申請者の****さん、****さんは親子関係にあります。</p> <p>****さんは、令和2年3月に認定農業者として認定を受け、息子である** **さんは、平成30年4月に青年等就農計画の認定を受け、新規就農者として 5年間農業経営を行ってきました。</p> <p>今回の申請は、****さんが新規就農者の要件である農業経営開始から5年を 経過したため、将来的には****さんに農業経営を継承していくことを考得て いるということで、変更の認定申請となったものです。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布しておりますのでご覧ください。変更となっ た主な部分は、1ページ目の年間農業所得が800万に変更となっております。 また、2ページ目の農業経営の規模に関する目標において、所有地、借入地にそ</p>

	<p>れぞれに浅川町の畑55aと20aが新たに加えられた計画となっております 構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得額800万、年 間労働時間1,440時間であり、③～⑥にありますとおり、目標達成のための 措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより②を実現 し、目標達成する計画です。浅川町農業委員会として、****さん、**** さんの農業経営改善計画は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議 がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、 審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>本申請人は**地区の方となりますが、簗輪・袖山地区推進委員、小針弘之委 員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
小針委員	<p>はい。簗輪・袖山地区推進委員小針弘之です。</p> <p>只今の件につきまして、集落農業の担い手が増え、その地区においても価値ある ものと考えますので、特に異議ございません。</p> <p>皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>議案第70号①について質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第70号①の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手 をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第70号、農業経営改善計画の認定に係る意見①につ いては異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項申し上げます。</p>
事務局長	<p>次回総会は5月18日（木）午後1時30分予定です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第34回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)